

基安発第 0810001 号

平成 17 年 8 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

石綿に係る臨時健康相談の実施要領について

石綿に係る臨時健康相談については、平成 17 年 8 月 10 日付け基発第 0810001 号により指示されたところであるが、その実施要領を別添のとおり取りまとめたので、その円滑な実施に努められたい。

基安発第 0810002 号

平成 17 年 8 月 10 日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

石綿に係る臨時健康相談の実施要領について

石綿に係る臨時健康相談の実施については、平成 17 年 8 月 10 日付け基発第 0810002 号によりご協力方お願いしているところですが、今般、この実施要領を別添のとおり取りまとめましたので、その円滑な実施について、ご協力方よろしくお願いします。

別添

石綿臨時健康相談実施要領

1 趣旨

石綿による健康障害が社会的に大きな問題となっているところであり、既に独立行政法人労働者健康福祉機構都道府県産業保健推進センターや労災病院において労働者からの健康相談等が実施されているところであるが、石綿に係る労働災害発生事業場周辺の住民等に石綿ばく露による健康影響にかかる不安が拡大していることから、当該事業場の離職者を含む労働者や周辺住民を対象に、臨時に、当該事業場の近隣の場所における健康相談（以下「現地健康相談」という。）を実施する等の措置を講ずることとする。

2 実施者

都道府県労働局（以下「局」という。）において、独立行政法人労働者健康福祉機構都道府県産業保健推進センター（以下「推進センター」という。）の協力の下に実施することとする。

3 現地健康相談の実施

（１）現地健康相談の実施場所

現地健康相談は、石綿に係る労災認定件数の多い事業場等の近隣で、講演及び健康相談等の実施可能な会場において実施することとする。会場は、公共施設を利用することが望ましい。

（２）現地健康相談の実施時期

現地健康相談は、８月中に第１回目を開催することとし、９月以降については、参加希望者の状況等を踏まえながら開催することとする。

（３）現地健康相談の内容

現地健康相談は、（１）の会場において、あらかじめ健康相談を行う日を定め、専門家による講演及び医師による健康相談等を実施するものとする。ただし、会場確保の都合等によっては、講演を省略し、健康相談のみ行うこととする。

（４）現地健康相談に係る留意事項

ア 現地健康相談の実施に当たっては、会場の確保、相談対応者の派遣等について、事前に都道府県、市町村等の自治体に協力が得られるようにすること。

イ ９月以降の現地健康相談については、本省と協議の上、下記の特別健康相談も含

めて対応すること。

ウ 現地健康相談の相談対応者等は次のとおりとすること。

(ア) 講演を行う講師

講演を行う専門家については、局の要請に基づき本省で選定することとする。

(イ) 相談対応者

相談に対応する者は、推進センターの相談員、労災病院の医師、保健所の保健師等とすること。現地健康相談の相談対応者の人数は、参加希望者の状況等を踏まえ、必要な人数を確保するように努めること。また、その際、石綿に係る労災補償、安全衛生法令等に関する相談にも対応できるようにするため、局又は署から職員１～２名を派遣すること。

4 特別の健康相談の実施

(1) 特別健康相談の実施局等

石綿に係る労災認定事案のあった局（石綿作業が行われていたと認められる現場を持つ建設業の事業場に係るもののみであった局を除く。）において、石綿に係る集中的な相談日を推進センターで設けて、健康相談を実施するものとする（以下「特別健康相談」という。）。

(2) 特別健康相談の実施時期

当面、８月以降、年内に月１～２回実施するものとする。

(3) 特別健康相談に係る留意事項

ア 特別健康相談の実施日は局と推進センターとの協議の上設定すること。

イ 特別健康相談の相談対応者は上記３の（４）のウの（イ）と同様とすること。局は、必要に応じ職員を派遣するようにすること。

ウ 必要に応じ、都道府県保健担当部局、保健所等に相談対応者の派遣について依頼すること。

5 広報

(1) 現地健康相談の実施日、実施場所等及び特別健康相談の実施日等について、局は、報道機関を通じる等により広報を行うこと。

(2) 広報に当たっては、都道府県、市町村等の協力が得られるようにすること。

5 その他

(1) 該当局以外の局での実施

該当局以外の局が現地健康相談又は特別健康相談を行おうとするとき（特別健康相談の実施局が現地健康相談を行う場合を含む。）は、あらかじめ本省に協議すること。

（２）相談結果の記録

相談の結果については、相談受付日、対応者、相談の概要を記録するものとし、近親者に胸膜中皮腫に罹患したり、死亡した者がいる場合などを含め、石綿にばく露した可能性による健康不安から相談した者については、当該罹患や死亡者の健康状態、ばく露の場所（住所等）、ばく露の時期、ばく露の形態等についても、相談者の同意が得られる範囲で記録するようにすること。